

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【池田町】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示(B)	問合せ先 (C)	備考 (D)
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○	建設水道課建設係	0261-62-3130
パートナーが親権者と共に使う保育施設への入所申込み	○	池田町教育委員会学校保育課	0261-61-1430
保育所・学童保育所への送迎	○	池田町教育委員会学校保育課	0261-61-1430
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	○	住民課課税係	0261-62-2203 障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請	○	健康福祉課	0261-61-5000
DV相談窓口の利用	○	健康福祉課	0261-61-5000